

(独)北方領土問題対策協会の業務方法書の変更について(案)

令和 5 年 3 月
内閣府北方対策本部1 無保証人貸付の新設

(1) 変更概要

保証人を徴することが必要である協会貸付において、生活に必要な資金のうち、「生活資金」及び「修学資金」について、保証人を徴する貸付と無保証人での貸付を適用利率により差別化し、借主が選択できるようにする。

利率：保証人を徴する各貸付の利率^(注) + 0.5%

(注) 生活資金：1.32% 修学資金：無利子

条件：信用情報照会や協会貸付で完済したのものも含めた借入で原則として延滞がないこと

(2) 変更理由

核家族化が進む中、兄弟・姉妹であっても個人保証を頼みにくくなってきており、個人保証に代わる借入方法への要望が出ているため。

(3) 参考：直近3年間の生活資金及び修学資金新規の利用状況

(金額：千円)

	R1		R2		R3	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金	9	8,800	7	6,190	8	6,130
修学資金	25	14,814	23	13,554	16	8,832

2 住宅資金の貸付条件拡大

(1) 変更概要

既存の住宅資金の貸付限度額を「3,000万円以内」から「4,000万円以内」に引き上げ、償還期限を「30年以内」から「35年以内」に延長する。

(2) 変更理由

平成23年に行った協会住宅資金の見直し以降10年を経過し、協会の金利の指標であり一般的住宅取得を狙いとするフラット35の償還期限等までの条件拡大の要望が出ている。

新型コロナウイルス感染症による経済停滞の反動や勤務形態の変化及びウクライナ問題に伴うエネルギー危機並びに円安等の影響により、住宅資材や建築価格が上昇してきている。

(3) 参考：直近3年間の新築住宅資金の貸付実績

(金額：万円)

	R1		R2		R3	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新築	2	5,750	2	4,470	0	0
改良	6	3,756	1	300	4	1,074

3 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の失効に伴う変更

(1) 変更概要

現行規定のうち「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守を定める箇所（第19条第1項第二号（イ））を「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守に変更。

(2) 変更理由

「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」は現在失効しており、これに代わる「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に変更。

4 参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）（抄）

（役員の実義務）

第二十一条の四 独立行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年内閣府・農林水産省令第十二号）（抄）

（業務方法書に記載すべき事項）

第四条 協会に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 協会法第十一条第一号に規定する国民世論の啓発に関する事項
- 二 協会法第十一条第二号に規定する交流等事業に関する事項
- 三 協会法第十一条第三号に規定する調査研究に関する事項
- 四 協会法第十一条第四号に規定する援護に関する事項
- 五 協会法第十一条第五号に規定する附帯業務に関する事項
- 六 貸付業務に関する事項

- 七 業務委託の基準
- 八 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 九 その他協会の業務の執行に関して必要な事項

独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 協会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。
- 二 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第二条第四項に規定する交流等事業（同項第一号に掲げるものに限る。）を実施すること。
- 三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。
- 四 昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したのものに対し必要な援護を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 六 北方地域旧漁業権者等法第四条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を行うこと。

以 上

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書 新旧対照表

変更案	現 行
<p style="text-align: center;">独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 10 月 1 日 内閣総理大臣 農林水産大臣認可 最終改正 <u>令和 5 年 月 日</u> 一部変更認可</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(北方地域旧漁業権者等法第 4 条に関する業務)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(保証人及び担保)</p> <p>三 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、<u>貸付金の償還に支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより保証人及び担保を徴しないことができる。また、担保を徴することが困難又は不適当で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 10 月 1 日 内閣総理大臣 農林水産大臣認可 最終改正 <u>令和 3 年 9 月 30 日</u> 一部変更認可</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(北方地域旧漁業権者等法第 4 条に関する業務)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(保証人及び担保)</p> <p>三 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが困難又は不適当で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。</p>

四～八（略）

第9条～第18条（略）

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第19条 協会は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

一（略）

二 個人情報保護に関する事項

（イ）個人情報保護に係る点検活動の実施

（ロ）「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

附則（平成16年3月29日）～（令和3年9月30日）（略）

附 則（令和5年 月 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付の相手方	償還期限	据置期間	貸付金の限度額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
4．生活に必要な	（3）住宅資金	（略）	<u>35年以内</u>	（略）	1人当たり <u>4,000万円以内</u>

四～八（略）

第9条～第18条（略）

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第19条 協会は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

一（略）

二 個人情報保護に関する事項

（イ）個人情報保護に係る点検活動の実施

（ロ）「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

附則（平成16年3月29日）～（令和3年9月30日）（略）

（新設）

別表

1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付の相手方	償還期限	据置期間	貸付金の限度額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
4．生活に必要な	（3）住宅資金	（略）	<u>30年以内</u>	（略）	1人当たり <u>3,000万円以内</u>

資金					であって所要額の9割以内	資金					であって所要額の9割以内
2 (略)						2 (略)					

別 表

1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付金の限度額	
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者及び漁業協同組合	20年以内 (木船9年・機器10年)	3年以内 (木船・機器2年)	1人当たり各6,000万円以内であって所要額の9割以内	
	(2) 漁船用機器の設置					
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設 又はこれらに準ずる漁業用施設の設置		5年以内	1年以内	1人当たり800万円以内	
	(4) 漁具又は漁網網の購入		1年以内	1年以内		
	(5) 経営資金		1年超3年以内			
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	農畜産業を営む者、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合	15年以内	2年以内	1人当たり各3,500万円以内であって所要額の9割以内	
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設 又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置					
	(3) 家畜又は家きんの購入	農畜産林業を営む者、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合	7年以内	1年以内	1人当たり800万円以内	
	(4) 農畜産林業用機具の購入					
	(5) 経営資金					
3. 個人が営む商工業及びその他の事業（漁業及び農畜産林業を除く）に必要な資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所 又は倉庫の設置	商工業その他の事業を営む者、水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合及び農業協同組合	15年以内	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内	
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は 事業用設備の設置					
	(3) 経営資金		1年以内	1年以内	1人当たり800万円以内	
	1年超3年以内					
4. 生活に必要な資金	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 生活資金、 修学資金 について、 無保証人 での貸付 を導入 </div> ア 生活維持等で必要となる臨時資金 イ 入学金、技能習得費、物品購入資金 等の生活に必要と認められる臨時的資金 ウ 介護及び福祉に係る臨時的資金	協会が必要と認める者	5年以内	6ヵ月以内	1人当たり40万円以内	
					6年以内	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内
					10年以内	1人当たり300万円以内
	(2) 高等学校及び大学在学者の修学資金		卒業後20年以内	卒業後6ヵ月	1人当たり年額高校生にあつては31万8千円以内、大学生にあつては63万円以内	
	(3) 住宅資金 増改築又は補修に要する資金、新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金及びこれらに附随して必要な土地の取得に要する資金	協会が必要と認める者、漁業協同組合、農業協同組合及び信用協同組合	35年以内	1年以内	1人当たり4,000万円以内であって所要額の9割以内	

2 年間の貸付枠（累計）

14億円以内